その他告示

○法務省告示第十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第一		別表第一	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		TSUKUBA HERITAGE JAPANESE SCHOOL	茨城県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ＩＣＡ国際会話学院　新越谷校	埼玉県	ＩＣＡ国際会話学院　越谷校	埼玉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		亀田医療技術専門学校	千葉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		成田外語学院	千葉県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		ＩＳＩ外語カレッジ	東京都
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ＩＳＩランゲージスクール高田馬場校	東京都	ＩＣＡ国際会話学院	東京都
ＩＣＡ国際会話学院　池袋校	東京都	［項を加える。］	
ＩＣＡ国際会話学院　目白校	東京都	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		亜細亜友之会外語学院	東京都
［略］	［略］	［同上］	［同上］
カイ日本語スクール	東京都	カイ日本語スクール	東京都
格致教育日本語学校	東京都	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		京進ランゲージアカデミー上野校	東京都